

第三者審査報告書

「富士通グループ社会・環境報告書2012【詳細版】」は、第三者機関「新日本サステナビリティ株式会社」による審査を受け、審査報告書を掲載しています。



独立した第三者による保証報告書

2012年6月29日

富士通株式会社

代表取締役社長 山本 正巳 殿

新日本サステナビリティ株式会社

代表取締役

中込 昭弘 

1. 保証業務の対象及び目的

当社は、富士通株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日までを対象期間として、会社が作成した「富士通グループ社会・環境報告書 2012 詳細版」(以下、「社会・環境報告書」という)に記載されている会社及び主要子会社の環境会計情報及び重要なサステナビリティ情報*1(以下、「サステナビリティ・パフォーマンス指標」という)に関し、社会・環境報告書の作成基準*2に従って正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうか、またGRIガイドラインのアプリケーション・レベルに関する自己宣言がGRIガイドラインに準拠しているかどうかについて、保証業務を実施した。社会・環境報告書の作成責任は会社の経営者にあり、当社の責任は独立の立場からサステナビリティ・パフォーマンス指標に対する結論を表明することにある。

*1 重要なサステナビリティ情報は、「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」(サステナビリティ情報審査協会 平成23年2月)が規定する情報を指す。

*2 社会・環境報告書の作成基準は、「環境報告ガイドライン2012年版」(環境省 平成24年4月)及び「サステナビリティ・レポート・ガイドラインVer.3.1」(Global Reporting Initiative 2011年3月)(以下、「GRIガイドライン」という)を基にし、開示の対象となる重要な情報の特定については「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」及びGRIガイドラインのアプリケーション・レベルの基準に従っている。

2. 実施した保証業務手続の概要

当社は、「国際保証業務基準3000(改訂)～過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際会計士連盟 2003年12月)、及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(サステナビリティ情報審査協会 平成24年4月)に準拠し、限定された手続*3を実施した。したがって、当社の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な保証を与えるものである。

*3 定量的な情報については、主として、情報の収集過程、集計方法の把握・評価、分析的手続の実施、試査による証拠資料との突合・照合、再計算等を実施した。また、定性的な情報及びGRIガイドラインのアプリケーション・レベルに関する自己宣言がGRIガイドラインに準拠しているかどうかについては、主として、質問、関連する記録の閲覧等を実施した。

3. 結論

当社が実施した保証業務において、上記のサステナビリティ・パフォーマンス指標について社会・環境報告書の作成基準に従って正確に測定、算出されていない、「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」に従って重要な事項が開示されていない、またはGRIガイドラインのアプリケーション・レベルに関する自己宣言がGRIガイドラインに準拠していないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

4. 独立性

会社と当社の間には、サステナビリティ情報審査協会の「倫理規程」に定められる利害関係はない。

以 上

本報告書は、揭示情報の信頼性に関して一般社団法人サステナビリティ情報審査協会の定めるサステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準を満たしていることを示す、「サステナビリティ報告審査・登録マーク」が付与されています。



- [一般社団法人 サステナビリティ情報審査協会](#)

「GRIサステナビリティ・レポートニング・ガイドライン第3.1版（G3.1）」への準拠

本報告書はGRIアプリケーション・レベルB+に該当します。

GRIガイドライン対照表は下記ウェブサイトに掲載しています。

- [社会・環境報告書 2012 GRIガイドライン対照表](#)